



特定施設水道連結型スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の無線化等に係る消防法施行規則等の一部改正について

予防課

1 改正概要

今回の改正は、主に下記のような事項について定めるものです。

- ① 近年の無線情報通信の技術発展に伴い、自動火災報知設備の情報伝達手段として多様なニーズに対応するため、「ユビキタス機能を応用した高機能自動火災報知設備の開発に関する検討会」の報告書に基づき、無線方式を採用した新たな自動火災報知設備についての基準を定める。
- ② 平成19年6月及び平成20年7月の消防法施行令の一部改正により、自動火災報知設備の設置が義務付けられた小規模な認知症高齢者グループホームやカラオケボックス等の施設において自動火災報知設備に代えて用いることができる消防用設備等（以下「特定小規模施設用自動火災報知設備」という。）に係る設置・維持に関する技術上の基準を定める。
- ③ 平成19年6月の消防法施行令等の一部改正により、平成21年4月1日から火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（6）項口に掲げる防火対象物）で、延べ面積275㎡以上1,000㎡未満のものについて、スプリンクラー設備の設置が義務付けられたが、新たにスプリンクラー設備の設置が必要となる施設については、設置者の費用負担軽減等の観点から、特定施設水道連結型スプリンクラー設備（配管が水道の用に供する水管に連結されたスプリンクラー設備）の設置が新たに認められることとなったため、当該設備に用いる加圧送水装置やスプリンクラーヘッドについての基準を定める。
- ④ 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第155号）
- ⑤ 地区音響装置の基準の一部を改正する件（平成20年消防庁告示第26号）
- ⑥ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第27号）
- ⑦ 加圧送水装置の基準の一部を改正する告示（平成20年消防庁告示第28号）
- ⑧ 火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成20年消防庁告示第29号）
- ⑨ パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件等の一部を改正する告示（平成20年消防庁告示第30号）
- ⑩ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）
- ⑪ 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成20年消防庁告示第25号）
- ⑫ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成20年総務省令第157号）
- ⑬ 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成20年総務省令第158号）

3 改正内容

主な改正内容は、下記のとおりです。

(1) 消防法施行規則の一部改正について

- ① 圧力水槽を用いる加圧送水装置について（第12条第1項関係）
加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を用いるものについては、水量に関する規定を適用しない。
- ② 特定施設水道連結型スプリンクラー設備について（第14条関係）

2 公布された省令及び告示

下記の省令及び告示が平成20年12月26日に公布されました。



特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける加圧送水装置に必要な全揚程、ポンプの吐出量等を定めるほか、所要の規定を整備する。

③ 連動型警報器機能付感知器について（第23条第4項第7号の6関係）

連動型警報機能付感知器のうち、認知症高齢者グループホームやカラオケボックス等の特定小規模施設以外に用いることができないものの要件を定める。

④ 無線方式の自動火災報知設備について（第24条及び第24条の2関係）

ア 無線式の感知器、中継器、受信機、地区音響装置、発信機における設置基準を以下のとおり定める。

（ア）各機器間において確実に信号を送受信できる位置に設けること。

（イ）受信機において各機器が発信する信号を受信できることを確認できるようにすること。

イ 無線式の感知器、中継器、地区音響装置、発信機（以下「感知器等」という。）について、電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限值となった旨を受信機において確認できるときは、電源に電池を用いることができること。

ウ 感知器等の電源に電池を用いる場合で、電圧が感知器等を有効に作動できる電圧の下限值となった旨を受信機に168時間以上発信した後、さらに10分間以上有効に作動することができるときは、当該電池を非常電源とすること。

エ 無線式の地区音響装置の構造、機能等について、消防庁長官が定める基準によるものとする。

オ 無線式の感知器、中継器、受信機、地区音響装置、発信機の間において、確実に信号の送受信を行えるよう、良好な状態に維持するものとする。

カ その他所要の規定を整備する。

⑤ 消防機関へ通報する火災報知設備について（第25条関係）

延べ面積が500㎡未満の令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物に設ける火災通報装置の電源が分電盤との間に開閉器が

設けられていない配線から取られている場合は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐させずに取る必要はないものとする。

(2) 地区音響装置の基準の一部改正について

① 無線設備は、小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備とし、電源に電池を用いる場合は、有効に作動できる電圧の下限值となった旨を自動的に受信機に発信するものとする。（第3第11号関係）

② 地区音響装置の表示に関して、無線式に関する規定を追加する。（第7第2号関係）

(3) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準の制定について

① 従来のスプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類のほか、水道法令に適合するもの（火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるものを除く。）を用いることができるものとする。（第4号関係）

② 配管又はバルブ類と当該管継手の材質について、同種のものに限定しないものとする（例えば、合成樹脂製の配管を金属製の管継手で接続可）。（第2号関係）

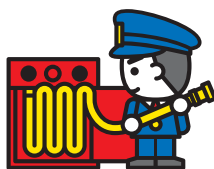
(4) 加圧送水装置の基準の一部改正について

① 圧力水槽方式（水槽に加えられた圧力を利用して送水を行う方式）の加圧送水装置のうち、加圧用ガス容器の作動により生ずる圧力を利用して送水する加圧送水装置について、所定の放水圧力及び放水量を得るために必要な圧力及び量の加圧用ガスを加圧用ガス容器に充てんするものとする。（第4第6号関係）

(図) 無線式自動火災報知設備の設置例

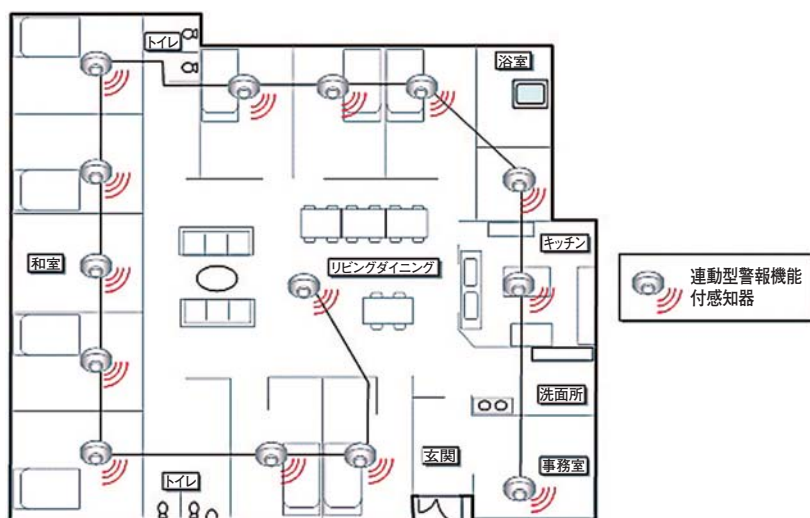


自動火災報知設備の感知器、中継器、受信機間のすべてを無線式にした例



- ② ポンプ方式の加圧送水装置について、ポンプの材質・継手に関する規格、放水性能、耐圧力、原動機及び表示について、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いるものに関する規定を整備する。(第5関係)
- ③ 付属装置等のうち、インバータ方式の制御盤について、その周波数制御に関する機能等を定めるとともに、特定施設水道連結型スプリンクラー設備に設ける補助水槽について、当該水槽への水の補給及び当該水槽からポンプへの水の供給に関する機能等を定める。(第6第1号及び第10号関係)
- ④ その他所要の規定を整備する。
- (5) 火災通報装置の基準の一部改正について
 - ① 令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物のうち、延べ面積が500㎡未満のものに用いることができる特定火災通報装置について、ハンズフリー通話(スピーカー及びマイクを用いて送受話器を取り上げることなく通話ができる機能)の機能を有するものに関する基準を定める。(第3第8号の2関係)
 - ② その他所要の規定を整備する。
- (6) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の制定について
 - ① 特定小規模施設は、次のア及びイの防火対象物とする。(第2条第1号関係)
 - ア 令別表第一(2)項ニ又は(6)項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡未満のもの(特定一階段等防火対象物を除く。)
 - イ 令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡未満で、かつ、(2)項ニ又は(6)項口

(図) 認知症高齢者グループホーム等における特定小規模施設用自動火災報知設備の設置例



に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満のもの(特定一階段等防火対象物を除く。)

- ② 設置及び維持の技術上の基準について、以下のよう定める。
 - ア 特定小規模施設用自動火災報知設備の警戒区域は、令第21条第2項第1号及び第2号の規定の例によること。(第3条第2項第1号関係)
 - イ 感知器は、次の(ア)から(ウ)の場所の天井の屋内に面する部分に設けること。ただし、床面積30㎡以下の(ア)に限り壁に感知器を設けることができること。(第3条第2項第2号関係)
 - (ア) 居室及び床面積が2㎡以上の収納室
 - (イ) 倉庫等
 - (ウ) 令別表第一(2)項ニに係る防火対象物の内部に設置されている階段・廊下等
 - ウ 特定小規模施設用自動火災報知設備には、非常電源を附置すること。(第3条第2項第3号関係)
 - エ アからウのほか、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものでなければならないこと。(第3条第3項関係)
- (7) 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の制定について

設置及び維持に関する技術上の基準について感知器、中継器、配線、無線式感知器等、受信機、電源、非常地区音響装置、発信機の設置基準及び常用電源、非常電源及び予備電源、アナログ式特定小規模施設用自動火災報知設備、無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備の維持の基準について定めるほか、所要の規定を整備する。

- (8) 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の基準を定める省令の一部改正について

水道連結型ヘッドに関する性能等について、主として以下のように定めました。

- ① ヘッドの呼びについて、従来より小口径のもの(呼び8)を追加すること。(第3条第2項関係)
- ② 作動試験における放水圧力を、最低放水圧力(0.02メガパスカル又は放水量が毎分15リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値)とすること。(第11条第3項関係)
- ③ ヘッドの呼びが8のものに係る放水量試験における流量定数の許容範囲を、最低放水圧力において、30以上50未満で、申請値±5パーセントとすること。(第13条関係)



- ④ 水道連結型ヘッドの散水分布試験を次のとおりとすること。

ア ヘッド1個の散水分布に係る試験において、0.05メガパスカル又は放水量が毎分30リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値から1メガパスカルまでの範囲で放水した場合、

(i) 床面にあっては、各採水ますの平均採水量が毎分0.08リットル以上で、各採水ますの採水量が毎分0.02リットル以上であること。

(ii) 壁面にあっては、各壁面の採水量が毎分0.8リットル以上で、四壁面の合計が毎分4リットル以上であること。
(第14条第3項関係)

イ ヘッド4個の散水分布に係る試験において、最低放水圧力で放水した場合、各採水ますの平均採水量が毎分0.08リットル以上で、各採水ますの採水量が毎分0.02リットル以上であること。(第14条第2項関係)

- ⑤ その他所要の整備をすること。

- (9) 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正について

- ① 警報機能を有する感知器に関する性能等について、以下のように定めること。(第8条第17号関係)

ア 警報は10分間以上継続できること。

イ 警報音の音圧は一定の状態、70デシベル以上であること。

ウ スイッチの操作により火災警報を停止したときは、15分以内に自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

- ② 連動型警報機能付感知器に関する性能等について、①ア及びイのほか、以下のように定めること。(第8条第18号関係)

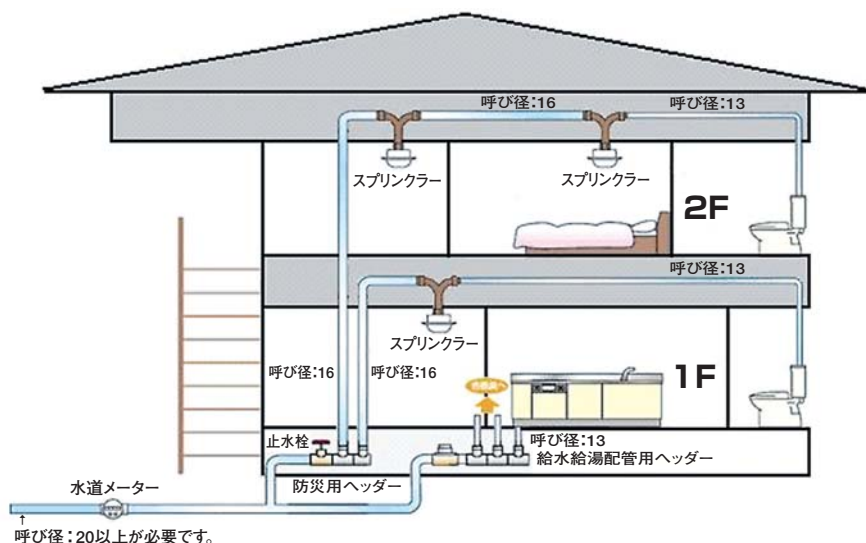
ア 火災の発生を感知した場合に連動型警報機能付感知器から発信する火災信号は、他の連動型警報機能付感知器に確実に伝達することができるものであること。

イ 火災信号を、他の連動型警報機能付感知器から確実に受信することができるものであること。

ウ イにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。

エ 電池を用いるものにおいては、電池の交換が容

(図) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置例



易にできること及び電池の電圧が感知器を有効に作動できる電圧の下限值となったことを72時間以上点滅表示等により表示し、又は音響により伝達することができること。

オ スイッチの操作により火災警報を停止したときは、火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器にあっては15分以内に、それ以外の連動型警報機能付感知器にあっては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

カ 火災の発生を感知した連動型警報機能付感知器の火災警報をそれ以外の連動型警報機能付感知器のスイッチ操作により停止できないものであること。

- ③ 特定小規模施設用自動火災報知設備に用いる連動型警報機能付感知器に関する性能等について、②のほか、以下のように定めること。

ア 電源表示灯が設けられている場合は、火災信号を発信する端子以外から電力を供給されるものであっても、電力の供給が停止した旨を発信する機能は不要とすること。(第8条第14号関係)

イ 自動試験機能等対応型のものにおいては、滴下試験及び腐食試験を不要とすること。(第21条の2及び第22条関係)

- ④ その他所要の規定の整備を図ること。

4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(1)②及び⑤、(3)、(4)②及び③のうち補助水槽に係る部分、(5)並びに(6)①のうち令別表第一(6)項口に係る規定は、平成21年4月1日から施行する。